

録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所の定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものと最高裁判所の定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所の定める方法により提供することを請求することができる。

（民事訴訟法及び民事執行法の準用）

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第二百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条の二、第三十八条、第四十二条及び第一百八十三条の規定は、実行手続に關し準用する。

（政令等への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、実行手続に關し必要な事項で、登記又は登録に關するものは政令で、その他のものは最高裁判所が定める。

第二節 実行手続の開始

（開始決定）

第十九条 実行手続の開始は、決定である。

2 実行の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

第二十条 実行手続の開始の決定には、同時に、企業担保権者のために会社の総財産を差し押える旨を宣言しなければならない。

2 差押は、決定を会社に送達することによってその効力を生ずる。

第二十一条 裁判所は、実行手続の開始の決定と同時に、管財人を選任しなければならない。（公告）

第二十二条 裁判所は、実行手続の開始の決定をしたときは、ただちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 実行手続の開始の決定の主文

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならぬ旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨

四 一般の優先権を有する会社の債権者（租税その他の公課については、その賦課徴収の事務を掌る機関）は、その債権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

五 特別担保を有する会社の債権者は、その担保権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

2 裁判所は、管財人又はその表示に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 第一項第三号の届出を怠つた者は、これによつて会社の総財産に生じた損害を賠償しなければならない。

（登記及び登録）

第二十三条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、実行手続の開始の登記及び管財人の登記を会社の本店の所在地を管轄する登記所に申請しなければならない。

2 前項の規定は、管財人又はその表示に変更があつた場合における管財人の更迭又はその表示の変更の登記に準用する。

第二十四条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の財産で登記又は登録をできるものについて、実行手続の開始の登記又は登録を申請しなければならない。

第二十五条 前二条の規定による登記及び登録については、登録免許税を課さない。
（会社の債務者への通知）

第二十六条 管財人は、実行手続の開始の決定があつたときは、遅滞なく、会社の債務者に、会社のその債務者に対する債権が差し押えられた旨を通知しなければならない。ただし、債務を負担することを管財人に届け出た債務者に対しては、この限りでない。

（差押の対抗）

第二十七条 第二十条の規定による差押は、善意の第三者に対しては、第二十二条第一項の規定による公告及び第二十三条第一項の規定による実行手続の開始の登記の後でなければ、対抗することができない。その公告及び登記の後でも、第三者が正当の理由により差押を知らなかつたときは、同様とする。

2 前項の公告及び登記の後に、会社の法律行為によらないで会社の財産に關して権利を取得しても、その取得は、実行手続に対する関係においては、その効力を主張することができない。

（他の手続の失効）

第二十八条 実行手続の開始の決定があつたときは、会社の財産に対し既にされている債権若しくは担保権に基づく強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売手続若しくは国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）による滞納処分又は財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続は、実行手続に対する関係においては、その効力を失う。

（二重実行の禁止）

第二十九条 裁判所は、実行手続の開始の決定をしたときは、更に実行手続の開始の決定をすることができない。

2 実行手続の開始の決定があつた後により実行の申立てがあつたときは、その申立ては、実行手続においてファイルに記録することにより配当要求の効力を生じ、開始決定を受けた債権者が実行の申立てを取り下げたとき、又は実行手続の開始の決定が取り消されたときは、その時に実行手続の開始の決定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により後の実行の申立てが実行手続の開始の決定を受けたものとみなされたときは、従前の管財人は、引き続き、その後の手続における管財人となる。

第三節 会社の総財産の管理

（管財人の選任等）

第三十条 管財人は、裁判所が選任する。この場合においては、裁判所は、申立人の意見をきかなければならぬ。

2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、銀行その他の法人は、管財人となることができる。

3 管財人は、その職務を行う場合において必要があるときは、補助者を使用することができます。

第三十一条 裁判所は、利害関係人の申請により、又は職權で、管財人を解任することができる。この場合においては、申立人の意見をきき、かつ、その管財人を審尋しなければならない。

（管財人代理）

第三十二条 実行手続の開始の決定があつたときは、管財人は、会社の総財産を保全するため、これを管理する。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（管財人の権限）

3 管財人は、会社の商品及び有価証券を売却することができる。

2 管財人は、会社の債務を直接に取り立てることができる。

(説明義務)
第三十三条 会社の取締役、執行役及び監査役は、管財人の請求により、会社の財産に關し、必要な説明をしなければならない。

第三十四条 管財人は、最高裁判所の定めるところにより、会社の総財産につき財産明細表を作成し、その謄本を裁判所に提出しなければならない。
2 前項の財産明細表は、電磁的記録をもつて作成し、又は提出することができる。

(管理費用及び報酬)
第三十五条 管財人は、会社の金銭を費用及び報酬に充てることができる。
2 申立人は、管財人の請求により、費用及び報酬を立て替えなければならない。

(破産法の準用)
第三十六条 破産法(平成十六年法律第七十五号)第七十六条、第八十条、第八十五条、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定は管財人について、同法第七十九条及び第一百五十五条の規定は会社の財産の管理について、同法第八十七条第一項の規定は管財人代理について準用する。この場合において、同法第七十六条第一項中、「それぞれ単独にその職務を行い、又は職務」とあるのは「その職務」と、同法第七十九条及び第一百五十五条中、「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第七十九条及び第八十条中「破産財団」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する破産法第八十七条第一項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第四節 換価

(換価の方法)

第三十七条 会社の総財産(金銭を除く。以下この節において同じ。)の換価は、一括競売又は任意売却によつてする。

2 一括競売は、会社の総財産を一括し、せり売又は入札の方法によつてする。

3 任意売却は、会社の総財産を一括し、又は個別に、適宜の方法によつてする。

(一括競売の場合の評価)

第三十八条 一括競売によるときは、管財人は、鑑定人に、会社の総財産及び特別担保の目的となつてゐる財産の評価をさせなければならない。

2 鑑定人は、会社の総財産の評価をするには、これを一体としてしなければならない。

(最低競売価額)

第三十九条 前条の規定による会社の総財産の評価額は、最低競売価額とする。

(競売期日及び意見陳述期間等)

第四十条 競売期日は管財人が、第五十条において読み替えて準用する民事執行法第七十条第一項の規定により意見を陳述すべき期間(次条及び第四十三条において「意見陳述期間」という。)及び第五十条において読み替えて準用する同法第六十九条第一項の決定をする日(次条において「競落決定日」という。)は裁判所書記官が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の別、意見陳述期間、競落決定日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならない。

第四十二条 競売期日は、前条の規定による公告の後十四日を経過した日以後でなければならぬ。競売期日は、管財人が開く。

2 管財人は、競売期日に、競売につき調書を作らなければならない。

3 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第四十三条 意見陳述期間の満了の日は、競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。(競落の効果)

第四十四条 会社の総財産は、代金の支払があつた時に、競落人に移転する。

2 前項の場合には、競落人は、会社の営業に関する行政の許可、認可、免許その他の処分に基く地位を承継する。ただし、その承継に關し他の法令に禁止又は制限の定があるときは、その定に従う。

(任意売却)
第四十五条 任意売却は、裁判所の認可を受けて、管財人が実施する。ただし、企業担保権者、特別担保を有する債権者又は会社の申出があつた場合において、管財人が、企業担保権者全員及び特別担保の目的となつている財産については、その特別担保を有する債権者の同意を得たとき限りに準用する。

2 裁判所は、前項の認可の申請があつたときは、鑑定人に、売却価額の鑑定をさせることができる。
3 会社の総財産の一部の売却代金から実行手続の費用を控除して、企業担保権者及びこれに優先する債権者の債権を弁済することができるとときは、他の財産を売却してはならない。

第四十六条 特別担保の目的となつている財産は、各別に売却しなければならない。
第四十七条 第四十五条第一項の規定による認可を受けないでされた売却は、無効とする。ただし、その無効は、善意の買受人又は転得者に対しても、主張することができない。

(有価証券の名義書換)
第四十八条 記名の有価証券が売却されたときは、管財人は、名義書換のため必要な行為をすることができる。

第四十九条 債権(民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。)が売却されたときは、管財人は、その旨を債務者に通知しなければならない。
2 前項の通知があつたときは、競落人又は買受人は、その債権の取得を債務者その他の第三者に対抗することができる。

(債権の譲渡の通知)

第四十九条 債権(民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。)が売却されたときは、管財人は、その旨を債務者に通知しなければならない。

2 前項の通知があつたときは、競落人又は買受人は、その債権の取得を債務者その他の第三者に対抗することができる。

(民事執行法の準用)

第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第六十八条まで、第六十八条の四から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並びに第八十条の規定は、換価に關し準用する。この場合において、同法第五十九条第一項中「不動産」とあるのは「株式会社(以下「会社」という。)」の総財産(金銭を除く。以下同じ。)又は財産(金銭を除く。以下同じ。)と、「並びに抵当権」とあるのは「抵当権並びに企業担保権」と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人」と、同条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあり、同法第六十条第一項及び第七十一条第七号中「売却基準価額」とあり、並びに同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第一項中「差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。)」とあるのは「実行の申立てをしてした債権者(実行手続の開始の決定に係るものをいう。)」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに同法第七十六条第一項中「差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)」とあるのは「実行の申立てをしてした債権者」と、同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条第一項並びに第七十七条第二号及び第三号並びに同法第七十五条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条(見出しを含む。)及び第七十七条第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条、第七十八条第一項及び第四

(政令への委任) 第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第八十七条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

五百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

五百二十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百八十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第十四条及び第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の規定、正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第十四条の規定、第十八条及び第十九条の規定、第十九条中民事訴訟費用等に関する法律第二十二条の改正規定、第九十一条の規定、第十八条及び第十九条の規定、第十九条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の規定、正規定、第十四条の規定、第十九条中民事訴訟費用等に関する法律第三十九条第二項の規定、正規定、第六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第二百十一条の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条の下に「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条」を「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)、第一百六十一条第一項の規定、第二百四十九条中破産法第一百零二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条の下に「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)及び同法第一百五十五条の次に「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」を加える部分に限る)、及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百十六条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第一百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規定(「第八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る)、第一百六十五条第一項の規定、第三百四十二条に「から第八十六条まで」を加える部分に限る)、第一百六十五条第一項の規定、第三百四十二条中民事訴訟法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中民事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る)、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一条第五項の改正規定、第三百四十四条中国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第七十七条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第十八条の二」を削る部分に限る)、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日